

令和5年5月15日スタート

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

田川市では、すべての市民が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。様々な取り組みのうちの一つとして、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を始めます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者のお二人が、日常の生活において相互に協力し合うことを約束し、また、そのお二人に家族として暮らす子どもや親等がいる場合に、家族として相互に協力し合うことを約束していることを誓い、市長に対して表明する制度です。

婚姻が認められていない同性や性的少数者のカップルやその家族は、「同居する住宅が借りづらい」「緊急時に病院で病状説明が受けられず、入院や手術の同意ができない」等様々な障害があります。

本制度は法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（親族関係の形成、相続、税金の控除等）は発生しませんが、性自認や性的指向にかかわらず、性的少数者の方やその家族の意思が尊重され、安心して生活できるよう、困りごとや生きづらさが少しでも解消されるよう取り組むものです。

市民及び事業者の皆様へ

田川市民及び市内事業者の皆様には、本制度の理念・趣旨にご理解をいただき、当事者の方々の社会生活における人権擁護に配慮をお願いいたします。

また、事業者の皆様には、本制度の利用者が適切なサービス・対応などを受けることができますよう、配慮をお願いいたします。

性的少数者（セクシュアルマイノリティ）とは？

性自認（自己の性についての認識、心の性）が戸籍上の性別（身体の性）と異なる人、性的指向（恋愛及び性愛がどのような対象に向かうかを示す指向）が典型的なものとしてされていない人のことをいいます。

性的少数者の総称の一つとしてLGBTQという単語があります。レスビアン（L/女性同性愛者）、ゲイ（G/男性同性愛者）、バイセクシャル（B/両性愛者）、トランスジェンダー（T/性自認と身体の性に違和感がある人）、クィア又はクエスチョニング（Q/性的指向 性自認が定まらない人）の頭文字を並べた言葉です。



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の要件・手続き

パートナーシップ宣誓の要件

一方又は双方が性的少数者のカップルで、以下の要件を満たしていること

- 1 成年（満18歳）に達していること
- 2 田川市民、または転入予定であること
- 3 現に婚姻関係がなく（事実婚を含む）、他の者とパートナーシップの関係にないこと
- 4 双方が近親者（民法に規定する婚姻できない続柄）でないこと ※

ファミリーシップ宣誓の要件

双方の子（養子を含む）や親等のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

※ただし双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又は、していた場合は宣誓が可能です。

必要書類

- 1 宣誓書（様式1号）
- 2 住民票の写しなど
- 3 戸籍抄本や独身証明書
- 4 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証等、官公署が発行した顔写真付きで有効期限内のもの
※15歳以上のファミリーシップの対象者がいるときは、その者の同意書（様式第2号）

宣誓の流れ（窓口宣誓）

事前予約

宣誓を希望する日の7日前までに、電話、FAX、メールまたはHPで予約をお願いします。

宣誓書等の届出

予約した日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓するお二人揃ってお越しください。

受領証等の交付

必要書類・要件に不備がなければ、宣誓書の写しを添えて交付します。交付手続きに概ね1～2時間程度かかります。

オンラインでの宣誓

インターネット接続が可能なパソコン、タブレット端末又はスマートフォンを用いた宣誓も可能です。

利用可能な行政サービスの一覧や、詳細な手続き方法、必要書類などは市のホームページでご確認ください。



田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

問い合わせ先 / 田川市男女共同参画センター ゆめっせ

TEL : 0947-85-7134 FAX : 0947-44-0888

MAIL : danjo@lg.city.tagawa.fukuoka.jp